

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十四号

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られている」を「講じられている」に改める。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十三条第一項第二号中「及び特定事業に供する施設（以下この節において「特定事業場」という。）の位置」を「の所在地」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同項第十一号中「措置」の下に「（申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難である場合にあつては、その旨）」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同条第二項中「堆積^{たいせき}を」を「堆積を」に、「一時堆積事業」を「一時堆積事業」に改め、同項第一号中「、第八号及び第十一号」を「及び第八号」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「一時堆積^{たいせき}事業」を「一時堆積事業」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置

第六十三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第六十四条中「保全及び住民の生活の安全の確保上」を「保全上」に、「及び住民の生活の安全の確保の」を「の」に改める。

第六十五条第一項第三号を削り、同項第四号中「図られていること」を「講じられていること」（当該申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難であると知事が認める場合を除く。）に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号イ中「若しくは第三項又は第七十六条第二項」を「又は第三項」に改め、同号口中「第七十六条第一項」を「第七十六条（第七号に係る部分を除く。）」に、「含む。」を「含む。」に改め、同号口ただし書を削り、

同号を同項第四号とし、同条第二項第三号を削り、同項第四号中「図られている」を「講じられている」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「前項第六号イ」を「前項第四号イ」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項を削る。

第六十六条中「保全し、又は住民の生活の安全を確保する」を「保全する」に改める。

第七十二条第一項中「ただし」の下に「第六十五条第一項第三号の規定により当該特定事業区域内の浸透水を採用するために必要な措置を講ずることが困難であると知事が認めるとき又は」を加える。

第七十三条第一項中「特定事業場」を「特定事業区域又はその周辺」に改める。

第七十四条第二項中「並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」を削り、同条第四項中「並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうか」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第七十六条第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十一条第二項」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 第六十五条第一項第四号イからハまでのいずれかに該当するに至ったとき。

第七十六条第一項第七号中「第六十五条第一項第六号イ」を「第六十五条第一項第四号イ」に、「又は第二項第六号」を「のいずれか」に改め、同項第八号及び同条第二項を削る。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第七十八条第一項中「保全又は生活の安全の確保上」を「保全上」に改め、同条第二項中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に改め、同条第三項中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に、「保全又は生活の安全の確保上」を「保全上」に改める。

第四百四十五条第一号中「、第六十一条第二項、第七十六条第一項又は第七十七条第一項若しくは第二項」を「又は第七十六条」に改める。

第五百十条第一号中「第六項」を「第五項」に改める。

別表第七第十三号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表第十七その一の表六価クロム化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改め、同その一の表トリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表その二の表大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個）の項を次のように改める。

大腸菌数

（単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位）

日間平均八〇〇

別表第十七その二の表の備考1中「K〇一〇二の三九・一又は三九・二」を「K〇一〇二一の二の二〇・五又は一〇・六」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第十七その二の表の備考1の改正規定 公布の日

二 別表第七第十三号の改正規定、別表第十七その一の表の改正規定及び同表その二の表の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五項及び第六項 令和七年四月一日

(土砂等の埋立て等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 次に掲げる特定事業（徳島県生活環境保全条例第十五号に規定する特定事業をいう。以下同じ。）のうち、施行日以後に宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたもの以外のものについての改正前の徳島県生活環境保全条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第十四号及び第二章第五節の規定の適用については、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可を受けている特定事業

二 前項に規定する徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可の申請に係る特定事業であつて、同項の許可を受けたもの

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第六十一条第二項の規定による命令については、なお従前の例による。

(排水の規制基準に関する経過措置)

5 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際現に設置されている徳島県生活環境保全条例第二十一条の汚水等排出施設（設置の工事がされている施設を含む。）を設置する工場又は事業場から同条第十号の公共用水域に排出される水の六価クロム化合物物についての同条例第三十八条第一項の排水の規制基準は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から六月間は、改正後の徳島県生活環境保全条例別表第十七その一の表六価クロム化合物物の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例（附則第一項第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。